

## 羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年9月25日(水) 午後1時30分から午後3時00分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	増田 一幸		7番	中島 牡雄	(会長)
2番	大越 君雄	(会長代理)	8番	五月 女秀作	
3番	飯塚 真砂美		9番	大貫 勇一	
5番	川島 幸雄		10番	濱野 一郎	
6番	高澤 憲司		11番	金子 重弥	

### 4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地利用集積計画(案)について(埼玉県農地中間管理機構に対する賃貸借について)  
議案第4号 農地利用集積計画(案)について(埼玉県農地中間管理機構に対する使用貸借について)

### 5. 農地利用最適化推進委員 13名

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 栗原 繁  
事務局次長 根岸 紀夫  
主任 高見 直輝 (書記)

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、9月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思
	いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	10番 濱野一郎委員、11番 金子重弥委員のご両人をお願いします。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願い
いたします。	
事務局	事務局より説明いたします。
9番	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明
	いたします。受付番号358号では、申請農地は、現在、譲受人が
	耕作している農地に隣接しており、すでに耕作も行っているとのこ
	とです。利便性がとても良く今後も耕作を行うことから、所有権を
	売買するものです。受付番号359号では、申請農地は、譲受人の
	自宅からとても近く、また、現在耕作している農地に近接している
	ことから管理もしやすく、利便性が良いとのこと。今後、耕作
	を行っていくことから、所有権の贈与を受けるものです。また、各
	号とも申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われま
	す。その外、機械、労働力、技術、通作距離、耕作状況等についても問題
がないと思われま	
す。以上により、農地法第3条第2項の各号に該	
当していないことから、許可要件の全てを満たしていると考えま	
す。以上で事務局からの説明を終了させていただきます。	
9番	受付番号358号について調査報告いたします。
9番	まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書
	類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、(詳細に説明)です。

	<p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
2番	<p>受付番号359号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
議長	<p>以上で、事務局及び担当委員からの説明、報告が終わりました。</p>
	<p>ただいまの説明及び報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。</p> <p>（発言なし）</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「起立」願います。</p> <p>（起立全員）</p> <p>起立全員でありますので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。</p>
(議案第2号)	<p>引き続き、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、受付番号360号から369号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。受付番号360号から367号及び369号の農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」</p>



	<p>受人は、個人営業の歯科医院を営んでいます。申請農地は、歯科医院のすぐ東側に位置しています。歯科医院では、来客者用と従業員用で5台分の駐車スペースがありますが、現在、不足してしまっていることから、今回、駐車場敷として申請するものです。受付番号367号では、譲受人は、羽生市に事務所を置き、平成11年から主に衣料品の梱包物流や印刷業を行っている法人です。譲受人は、現在、印刷の受注等が順調に推移し、業務の拡大も行っているようです。このことから、従業員も25名となり、駐車場が不足しているとのことです。申請農地は、譲受人のすぐ西側に隣接しており、従業員の駐車場として利便性がとてもよいことから、今回、申請するものです。受付番号369号では、譲受人は、久喜市に事務所を置き、平成20年から主に霊園経営管理事業を行っている法人です。霊園には、公共交通機関で行くことができず、多くの方が自動車で来園します。現在、利用者の増加や資材の増加で駐車場が不足していることから、今回、駐車場敷として申請するものです。受付番号368号では、譲受人は、川口市に事務所を置き、平成3年から主に土木工事業を行っている法人です。申請農地は、現在、田として活用していますが、畑地化を行い、久喜市菖蒲町で農業経営を行っている会社が農地中間管理機構を活用して、イタリアン野菜やハーブ苗を作付けする予定となっています。羽生市では、この地域（約24Ha）を「農業を活かした観光・交流拠点」とするとともに、農業の担い手を育成していくものとして「高収益作物への転換モデル拠点」と位置付けをしている地域となっています。このことから、今回、高収益作物の耕作を目指した、農地改良として一時転用の申請を行うものです。また、各号とも農地の区分及び転用目的は問題ないと考えます。その外、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
3番	<p>受付番号360号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、私は、<span style="display: inline-block; width: 100px; height: 1em; border-bottom: 1px solid black;"></span> 県営住宅に家族4人で居住しています。</p> <p>この度、子供たちも年頃になり、自分の部屋を欲しがるようになり、現在の県営住宅では手狭になってくると思い、自分たちの家を建て</p>

	<p>たいと思い、土地を探していました。もともと、私が県北部の出身で以前、加須市内に住んでいたこともあり、自分の家を持つなら県北部が良いと考えていたところ、同土地を紹介され、同土地であれば、私の職場にも通勤しやすく、車による交通の便もよく、また周辺農地に対しても被害を及ぼすような地域でもない判断し、購入を決意し、この度の申請となりました。何卒、よろしくお願いいたします。</p>
3番	<p>受付番号361号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>当社は、平成28年8月に設立し、時代に即応した、再生可能エネルギーを利用した発電、電気の供給、売電等に移行し、羽生市内及び群馬県内において事業を展開しております。今般、知人等の紹介により、申請地を購入して太陽呼応発電所を竣工し、再生可能エネルギーの活用、省エネ、蓄エネといった環境への貢献を考え、電力費の効率的運用をはかり、今回当社で市内に増設をはかり、太陽光発電事業者として、さらに事業を拡大拡充し、また、20年間の安定した売電向上、安定収入をはかり、会社のイメージ向上、社会的責任も果たすものです。転用に当たっては、近隣には太陽光発電所が多数あり、地域の人たちも理解はありますが近隣には被害等を及ぼさない様最新の注意を払います。申請地は、会の川と南方用水路の狭間にあり、高齢化、後継者不足が危惧される中、休耕地耕作放棄地等が多くみられますが、太陽光発電所の為転用されることは、近隣の人たちからも安心、安全に暮らせるので、よかったとお話もたくさん戴いております。可様な次第により、企業評価も高め、社員の環境意義も高まり、再生可能エネルギーの活用、導入量拡大により、エネルギー安全供給の確保、地球温暖化対策への貢献、新規産業雇用創出への寄与を目指します。上記御事情を御理解いただき、よろしく御配慮下さいますよう、お願い申し上げます。</p>
3番	<p>受付番号362号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p>

	<p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>当社は、平成28年8月に設立し、時代に即応した、再生可能エネルギーを利用した発電、電気の供給、売電等に移行し、羽生市内及び群馬県内において事業を展開しております。今般、知人等の紹介により、申請地を購入して太陽呼応発電所を竣工し、再生可能エネルギーの活用、省エネ、蓄エネといった環境への貢献を考え、電力費の効率的運用をはかり、今回当社で市内に増設をはかり、太陽光発電事業者として、さらに事業を拡大拡充し、また、20年間の安定した売電向上、安定収入をはかり、会社のイメージ向上、社会的責任も果たすものです。転用に当たっては、近隣には太陽光発電所が多数あり、地域の人たちも理解はありますが近隣には被害等を及ぼさない様最新の注意を払います。申請地は、会の川と南方用水路の狭間にあり、高齢化、後継者不足が危惧される中、休耕地耕作放棄地等が多くみられますが、太陽光発電所の為転用されることは、近隣の人たちからも安心、安全に暮らせるので、よかったとお話もたくさん戴いております。可様な次第により、企業評価も高め、社員の環境意義も高まり、再生可能エネルギーの活用、導入量拡大により、エネルギー安全供給の確保、地球温暖化対策への貢献、新規産業雇用創出への寄与を目指します。上記御事情を御理解いただき、よろしく御配慮下さいますよう、お願い申し上げます。</p>
3番	<p>受付番号363号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>今般、太陽光発電設備を設置したく申請致します。当社は、平成29年12月6日に設立して以来、太陽光を利用した発電業務及び電力の販売を主軸業務としております。具体的には、平成30年8月から千葉県長生郡長柄町山根1655にて9月より夷隅郡大多喜町下大多喜225において、低圧発電所を設立し、発電された電力を販売しております。現在の地球環境問題を考えますと、自然エネルギーによるクリーンな発電がこれまで以上に必要になることは容易に予測されます。当社といたしましては、これまでに培ってきた太陽光発電業務の知識・技術及び経験が、自然エネルギーを利用して発電する再生可能エネルギー発展の一助となり、地球環境の保全に貢献できるよう継続的に活動をしていきたいと考えております。以</p>

	<p>上のような当社理念の下、今回、当該申請地を株式会社  (太陽光発電施設施工会社 ) を通して探してい  ただきました。当該農地は、現在休耕地となっており、今後もこの  場所で農業を行う見込みがないとのことでしたので、土地の有効利  用として当社の理念・事業が適合するか検討いたしました。その結  果、周辺農地への影響も少なく、北側には現在すでに太陽光発電施  設が設置されており、日光を遮断する障害物も少ないことから安定  的かつ効率的に電力を供給することに問題はないと判断し、太陽光  発電施設の設置を目的とした土地売買契約に至りました。ご提出の  導入シミュレーション資料もご参照ください。なお、近隣・周辺住  民の皆様には、戸別に訪問し、説明書を配布の上、太陽光発電施設  設置についての説明を行い、同意が得られております。以上よう  な諸事情をご賢察の上、農地法第5条第1項による許可を賜りたく、  何卒宜しくお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
1 番	<p>受付番号364号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書  類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、(詳細に説明)です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>当社は、平成27年9月に設立し、時代に即応した、再生可能エネ  ルギーを利用した発電、電気の供給、売電等に移行し、当羽生市内  において事業を展開するところです。可様な次第で地域の皆様と交  流を図って、地元地権者の皆様から高齢化が著しく、後継者がおり  ません。このままでは、将来荒れ放題となり、耕作放棄地になって  しまい、採算性も悪いので、相談を持ちかけられ、ぜひ太陽光発電  所を施工してくださいと懇願された次第です。可様な次第で、申請  地を貸借して活用するため、太陽光発電所を竣工し、再生可能エネ  ルギーの活用、省エネ、蓄エネといった環境への貢献を考え、電力  費の効率的運用を図り、当社として拡張し、さらに導入をはかり、  太陽光初枝伝事業者として、地域の皆様と、ともども貢献をはかる  ものです。また、20年間の安定した売電向上や環境貢献企業とし  て、会社のイメージ向上、社会的責任も果たすものです。転用に当  たっては、附近の農地、宅地等に被害等を及ぼさない様最新の注意  を払います。申請地一帯は、旧上川俣の集落を形成している混在地  であり、休耕地、耕作放棄地も多数みられますが、当社が連系して</p>





	<p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>弊社は、平成11年2月の会社設立以来、医療用繊維製品の梱包物流・保管配送業務、同製造販売、同委託加工と共に各種印刷業務を行っております。近年は、各種印刷業務の受注が堅調に伸びており、弊社の主要な業務となってきております。このことから、業務拡大に対応すべく平成17年10月に現在地の羽生市に新たに鉄骨造2階建ての工場を建設いたしました。工場の周辺は、東側には大沼工業団地が立地し、周辺道路も整備がなされております。また、当該区域は、市の振興施策（企業誘致の推進）により、企業立地が可能な都市計画法代34条第12号区域に指定がされております。この工場建設に於いても、各種印刷業務の受注は、堅調な伸びを示しており、現在25名の従業員（パート従業員も含む）により受注業務にあたっておりますが、従業員全員の駐車場が敷地内に確保できないため、約350m離れた民間駐車場を5台分借上げております。（車通勤者は21名）一方、これまで、小型・中型トラックによる材料等の搬入と製品の出荷でありましたが、ここ数年は、大型トラックによる製品搬入・出荷も増えてきておりまして、繁忙期には入庫待ちの車も発生し、従業員の車をその都度移動させるなどの対応をしている状況があります。このような状況を踏まえ、昨年来から会社に近い駐車場用地を確保すべく土地を探してまいりました。このたび、幸いにも弊社に隣接する土地の所有者より駐車場用地として土地の借り受けの内諾が得られたところです。この隣接地には駐車場が整備できれば従業員の利便性が大きく図られますことから、弊社従業員用の駐車場として利用したく申請を致すものです。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
2番	<p>受付番号368号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私、株式会社 が、土地所有者から依頼されて、次の農地、 の農地改良工事を予定しております。</p>

	<p>すので、下記の事項について誠意をもって対応することを、実印の押印及び印鑑証明書の添付をもって誓約いたします。</p> <p>なお、これらに反した場合、許可を取り消されても異存ありません。</p> <p>1. この工事で計画する盛土は、良質土を用い、計画高さ以上の盛土は行いません。</p> <p>2. 工事については、裏面「農地改良工事」の範囲内で行います。</p> <p>3. 本工事に伴う周辺隣地農地、搬入路及びその周辺住民への説明は、農地転用許可申請の事前に行い、誠意をもって対応いたします。</p> <p>4. 農地改良をすることによって付近の土地作物、家畜、道路、取水排水設備等に破損・その他問題が生じた場合は、直ちに土地所有者及び施工事業者の責任において対応・解決いたします。</p> <p>5. 計画内容、周辺への対応等で問題が生じた場合、或いは行政からの指摘・指導があった場合には、直ちに土地所有者及び事業者が責任を持って対応いたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
6 番	<p>受付番号369号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>当霊園は、開園から11年目を迎え、近年利用者が非常に増加して現在では2400件を超えている。休日、祝日はもちろん、とりわけ慰霊祭などのイベントの開催時、春秋の彼岸、お盆などには、多くの来園者があるが、付近には公共交通機関によるアクセス手段がないため、みんな車でやってくる。開園当初設置した駐車場も、利用者の増加や資材の増加などにより、全く不足している状態になっている。やむなく、少し離れた場所に民地を借りて、何とかしのいでいるが、ますます高まる霊園の需要と、新たな施設計画とを考えたとき、駐車場の確保は喫緊の課題である。当霊園のコンセプトは、これまでの実績をみてもわかるように、日本の従来 of 霊園のそれとは異なり、地域の景観の向上、活性化とコミュニティの増進に資するものである。現に、すでに近隣住民のみなさまには深くご理解いただき、大変な期待を頂いている状況である。これらをご賢察の上、ご許可下さるようお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
議 長	<p>以上で、事務局及び担当委員からの説明、報告が終わりました。</p>

	ただいまの説明及び報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。	
推進委員	議案書の〇〇㎡の内〇〇㎡という記載となっているが、どういうことなのか？	
事務局	埼玉県では、1度に農地転用できる面積は、2haまでと要綱で定められておりまして、〇〇㎡の内〇〇㎡という記載については、進入路となっており、鉄板を敷く部分の面積となっております。 (発言なし)	
議長	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り裁決に移ります。	
(議案第3号) (議案第4号)	ただいま議題となっている議案第2号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。 (挙手全員)	
	挙手全員でありますので、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。	
	続きまして、議案第3号 農地利用集積計画(案)について(埼玉県農地中間管理機構分の賃借権設定)及び議案第4号農地利用集積計画(案)について(埼玉県農地中間管理機構分の使用貸借権設定)は、関連があることから一括して、事務局からの報告を求めます。ただし、議案第3号及び議案第4号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限等に該当する案件でありますので、審議、裁決に際しましては、議案第3号では、「私、中島と、大越委員、濱野委員、高澤委員、安羅岡委員、宇野木委員」、議案4号では、「大越委員、濱野委員、安羅岡委員、宇野木委員」の退席を求めることとなります。それでは、事務局の報告をお願いします。	
	事務局	議案第3号及び議案第4号 農地利用集積計画(案)について説明させていただきます。農地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に基づいて行われるもので、農地の貸し借りが安心してできる仕組みです。これは、規模拡大を凶ろうとする農家と規模縮小等を考える農家との間に市が入り、利用権の期間などを定め、安心して農地の貸借等を行えるようにするものです。農業経営基盤強化促進法では、農地利用集積計画は、農業委員会の決定を得て、市長が定めるものとなっております。今回の議案事項となっております。それでは、議案第3号についてご説明いたします。表の見方といたしまして、左から「譲受人氏名」、「譲受人住所」「所有者名」「所有者住所」と続き、「対象農地」の情報となります。議案第3号につきましては、農家の方同士での農地の賃貸借権の設定を行うものです。17ページをご覧ください。

	<p>きたいと思います。表の右下側に合計がございます。新規設定、再設定の人数 合計83名、面積 田 190,052.61㎡、畑 68,487.04㎡ 合計 258,539.65㎡です。つづきまして、18ページの議案4号につきましては、農家の方同士で農地の使用貸借権を設定するものになります。23ページをご覧いただきたいと思</p> <p>います。表の右下側に合計がございます。新規設定、再設定の人数の合計45名、面積 田 66,403㎡ 畑 31,076㎡ 合計 97,479㎡となっております。以上で、議案3号及び議案第4号農地利用集積計画(案)についての説明を終了させていただきます。</p>
議長	<p>以上で、事務局の報告が終わりました。なお、議案第3号については、先ほど申し上げましたとおり、議事参与の制限等に該当するため、「大越委員、濱野委員、高澤委員、安羅岡委員、宇野木委員」の退席をお願いします。</p> <p>(委員(五名)の退席)</p> <p>ただいまの報告に対し、私、中島の案件であります、番号6号を除いた案件について、ご質疑、ご発言を願います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第3号 農地利用集積計画(案)については、事務局の報告のとおり、決定することに賛成の委員は、「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第3号 農地利用集積計画(案)については、事務局の報告のとおり決定し、市長に答申いたします。</p> <p>委員の入室をお願いします。</p> <p>(委員(五名)の入室)</p> <p>続きまして、番号6号は私、中島の案件となりますので、退席をいたします。よって、議長につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項に基づき、会長代理であります大越委員に議長の職務をお願いしたいと思います。</p> <p>(議長の退席)</p>
議長代理	<p>少しの間、中島会長に代わり、議長を務めさせていただきます。それでは、番号6号の報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第3号農地利用集積計画(案)については、事務局の報告のとおり、決定することに賛成の委員は、「挙手」</p>

	願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第3号 農地利用集積計画(案)については、事務局の報告のとおり決定し、市長に答申いたしたいと存じます。それでは、中島会長の入室をお願いし、これもちまして、
	議長の職務を解かせていただきます。
	(議長の入室)
議 長	続きまして、議案第4号についても、議事参与の制限等に該当するため、「大越委員、濱野委員、安羅岡委員、宇野木委員」の退席をお願い
(議案第4号)	いたします。
	(委員(四名)の退席)
	ただいまの報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので、裁決に移ります。
	議案第4号 農地利用集積計画(案)については、事務局の報告のとおり、決定することに賛成の委員は、「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第4号 農地利用集積計画(案)については、事務局の報告のとおり決定し、市長に答申いたしたいと存じます。委員の入室をお願いいたします。
	(委員(四名)の入室)
	以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。
事務局	報告事項1 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の確認についてでございますが、これは市街化区域内農地を自己用として、転用を行う場合に届出をするものです。市街化区域内農地の転用については、許可するのではなく、受理したことの証明を通知します。従いまして、委員様の調査・審議がございませんので報告とさせていただきます。ご覧のとおり駐車場敷として1件ございました。ご確認の程、
	宜しく申し上げます。
	報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の確認についてでございますが、これは市街化区域内農地の、権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。市街化区域内農地の転用については、許可をするのではなく、受理したことの証明を通知します。従いまして、委員様の調査も審議もございませんので報告とさせていただきます。ご覧のとおり住宅敷として2件ございました。ご確認の程、
	宜しく申し上げます。

報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定（等促進事業）に係る合意解約となりますが、2件ございました。ご確認の程、宜しくお願いします。

報告事項4 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについてでございますが、これは今年6月10日受付、25日の定例会での案件で、太陽光発電施設を設置する目的でした。しかしながら、譲受人の事情により、施設の設置が遅れてしまうことから、県との相談も行い、今回取り下げを行ったものです。委員の皆様におかれましては、6月の議案書の受付番号258号について、斜線を引いていただき、令和元年8月22日取下げと記入してください。8月22日取下げとなります。よろしく願いいたします。

報告事項5 農地法の規定による許可一覧について（8月分）でございますが、これは県許可がありました8月分でございます。右側の備考欄をご覧頂きたいと思いますが、4条が5件、5条が10件ございました。関係なされました委員様におかれましては、資料の整理等、宜しく、お願いします。

以上で、議案に関係します報告事項を終了させていただきます。

続きまして、

- ① 10月の定例農業委員会の日程について
- ② 農地相談会について
- ③ 第28回コスモスフェスティバルについて
- ④ 第30回羽生市農業まつりについて
- ⑤ 農地利用最適化推進委員の活動について

議長

(発言なし)

以上で、本日の全日程を終了いたしました。

これにて、閉会といたします。

上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和元年 9月 25日

会長

署名委員

署名委員

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

